

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進 事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出

○交付申請は、農業・林業者は、農林事務所、農林局等所管の地方機関、
又は本庁関係課、水産業者は境港水産事務所又は本庁水産課に
郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが
できます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは： 補助事業経費の支払いが全て完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日)

○実績報告は下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書提出後、約2週間～3週間後に、指定口座に振り込みます。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県農林水産部農林水産政策課

鳥取県鳥取市東町1-220

0857 - 26 - 7256 nourinsuisanseisaku@pref.tottori.jp